

お知らせ

資料提供
三次記者クラブ



国土を整え、全力で備える
中国地方整備局
三次河川国道事務所
Miyoshi office of River and National Highway

- ① 10月 8日 16:00解禁
- ② 10月22日 16:00解禁

平成26年10月3日

特殊車両の指導取締を実施します。

～指導取締要領の一部改正を受けて、取締の強化を図っています。～

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造物の保全や交通安全のため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

三次河川国道事務所では、広島県警察の協力を得て、許可の有無、許可条件を確認し、違反車両については、適正な運行がなされるように指導取締を下記のとおり実施します。

平成25年度より、「特殊車輛の通行に関する指導取締要領」の一部改正を受け、違反行為を繰り返す違反者に対しては、会社名や違反内容を公表することとしています。

① ■実施日時：平成26年10月 8日（水）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号下り 安芸高田市八千代町上根地内

詳細な位置は「別紙-1」を参照

■協力機関：広島県警察 安芸高田警察署

② ■実施日時：平成26年10月22日（水）14:00～16:00

■実施場所：一般国道54号上り 三次市下志和地町地内

詳細な位置は「別紙-2」を参照

■協力機関：広島県警察 三次警察署

※留意事項：取締に関する報道の解禁は、それぞれの取締日の16時とさせていただきますのでご協力をお願いします。

（当日の取材は現地で対応させていただきます。）

当日、雨天の中止の場合は10時までに連絡いたします。

問合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長（道路担当） 田中 敏彦

【担当】建設専門官 加山 正裕

【広報担当】建設専門官 溝川 克巳

電話 0824-63-4121（代表）

※1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



※1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



○取締結果及び状況

前回(平成26年5月期)の取締結果

国道54号	取締台数	違反台数	
		上段:措置命令書	下段:警告書
上り	7	0	7
		0	2

前回の取締状況・・・車輛の検測(車長、車幅、車高)

国道54号上り(三次市下志和地町地内)



国道54号下り(安芸高田市上根町地内)



事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、その違反者の名称や違反内容等を公表します。さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

- ①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、運行中止の命令を下さる場合があります。

■自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】

受付窓口名	住所	電話番号
鳥取河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
倉吉河川国道事務所 道路管理課	〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番29号	TEL 0852-26-2131
浜田河川国道事務所 道路管理課特殊車両係	〒697-0034 浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
岡山国道事務所 管理第一課	〒700-8539 岡山市北区豊町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
福山河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
三次河川国道事務所 道路管理課	〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
広島国道事務所 管理第一課特殊車両係	〒734-0022 広島市南区集雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
山口河川国道事務所 道路管理第一課特殊車両係	〒747-8585 防府市国領1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785

各県・政令市などの窓口はこちらから <http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsel/index00000012.html>

トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 適正な運行を!

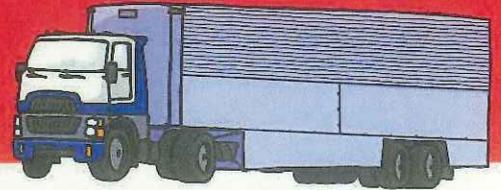
特殊車両通行許可制度

ご存知ですか？

「特殊車両通行許可制度」



誘導車条件の遵守にご協力ください



特殊車両の通行条件

一定の大きさや重量を超える車両（特殊車両）は、通行において道路管理者の許可を受けて、ルールを守って通行することが道路法で義務付けられています。通行条件として、重量については4種類、寸法については3種類のものに従って通行しなければなりません。



許可書に附される重量・寸法に関する通行条件は、次のとおりです。

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別な条件を付さない。	徐行等の特別な条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線内に他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。 道路管理者が別途指示する場合はその条件も付加する。	

誘導車が
必要です

※その他、通行時間帯の指定がある場合も遵守が必要です。

誘導車とは

誘導車は、カーブや厳しい交差点部などを通過する際に他の交通安全を確保するための誘導処置や、橋梁などの構造物の保全などのために配置が必要なものです。一般的には普通乗用車を用い、「特殊車両誘導中」といった表示を前後誘導車に示すことが望ましいです。



道路はみんなのもの。
ルールを守って通行
しましょう！
国土交通省からの
お願いです。

誘導車の役割

寸法についての条件

交差点

トンネル

曲線部視界不良

固縛確認

重量についての条件

C条件

●徐行 ●進行禁止
●当該車の前後に誘導車配置

D条件

●徐行 ●進行禁止
●当該車の前後に誘導車配置(他車併進不可)

★特車オンライン申請の紹介はコチラ → <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

特車 PR 検索

罰則

許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させた者、または道路監視員の命令に違反した者などに対しては、罰則が定められています。罰則は、違反した運転手ばかりでなく、事業主体である法人または事業主も、同じように科されます。

お知らせ

資料提供
三次記者クラブ



国土を整え、全力で備える
中国地方整備局
三次河川国道事務所
Miyoshi office of River and National Highway

平成 26 年 10 月 22 日

特殊車両の指導取締中止のお知らせ。

本日（22日）、三次市下志和地町地内で予定しておりました、
特殊車両の指導取締は、天候不良のため延期します。

今後の実施日については、改めてお知らせいたします。

問合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所
副所長（道路担当） 田中 敏彦
【担当】建設専門官 加山 正裕
【広報担当】建設専門官 溝川 克巳
電話 0824-63-4121（代表）